

8 郡情・個審答申第 1 号
令和 8（2026）年 9 月 14 日

郡山市長 椎 根 健 雄 様

郡山市情報公開・個人情報保護審査会

会長 高 橋 久 善

保有個人情報不開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 8 年 6 月 12 日付け 8 郡広第 447 号で諮問がありました事案について、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

1 結論

郡山市長（以下「実施機関」という。）が「令和 6 年 11 月 26 日付け「児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について（通知）」（添付資料により特定される文書）」（以下「本件文書」という。）の開示請求に対して令和 8 年 1 月 26 日付け郡山市指令子育第 4 号で行った不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求までの経緯

（1）公文書開示請求

当該開示請求者（以下「審査請求人」という。）は、本件文書に係る令和 8 年 1 月 7 日付け公文書開示請求書を提出し、同年 1 月 13 日に実施機関が受理した。

（2）本件処分に係る通知

本件文書については、その存否を回答すると本市における開示請求者以外の特

定の個人に係る児童手当・特例給付の有無の事実が明らかとなるが、当該事実は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当するため、同法第81条の規定により存否を明らかにすることができないとして、本件処分を行い、令和8年1月26日付けで審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分に対する令和8年3月27日付け審査請求書を提出し、同年4月1日に実施機関がこれを受理した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書による審査請求人の主張の要旨は以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消し及び開示の義務付けを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

児童手当・特例給付は法令に基づく制度であり、その認定及び支給に関する情報は、行政の裁量により不開示とすることが許される性質のものではない。

同種請求に不存在と回答した自治体も存在しており、不開示処分は行政間の判断の整合性を欠き、処分の適法性に重大な疑義を生じさせる。

(3) 反論書

提出なし。

4 実施機関の説明要旨

弁明書及び口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は以下のとおりである。

(1) 児童手当制度について

児童手当は児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「児手法」という。）に基づく支給であり、その支給対象者は同法第4条の規定により次のいずれかに該当する者である。

ア 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、生計を同じくするその父または母（もしくは未成年後見人）であって、日本国内に住所を有するもの

イ 父母（もしくは未成年後見人）が外国に居住していて、児童は日本に居住している場合、生計を維持している父母等に指定されたもの

ウ ア、イのいずれにも監護されず、またはこれらと生計を同じくしない児童を監護し、生計を維持するもの

エ 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親または施設入所等児童が入所している施設の設置者

(2) 児童手当の認定について

児手法第7条及び第9条の規定により、児童手当を受けるためには、住所地の市町村長の認定を受けなければならない。住所が変わった場合、児童数が増加した場合も同様に住所地の市町村長の認定を受けなければならない。

(3) 本件文書について

本市における児童手当の事務処理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定される技術的助言として、こども家庭庁成育局長から各都道府県知事宛てに令和6年9月30日付けこ成環第264号にて通知された「市町村における児童手当関係事務処理について」（以下「ガイドライン」という。）に基づき事務を処理しているが、ガイドライン第7条第3項第5号において、「同居父母を認定した場合は、当該同居父母以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村（中略）に対して、同居父母を認定する旨を連絡するとともに、様式第8号により通知すること。（当該同居父母以外の者が同居父母と異なる市町村に住所を有する場合（中略）に限る。）」と規定されており、本件文書はこの規定に基づき作成され、自治体間において送付收受される書類である。

(4) 本件処分の妥当性について

児童手当の対象となる児童及び受給者と審査請求人間の関係が開示請求時添付資料から確認できないところ、本件文書は、その存否を明らかにすることによっ

て、本市における審査請求人以外の特定の個人に係る児童手当の認定の有無を明らかにするとともに、本市における住所の有無情報が明白になる性質のものである。当該情報は、不開示情報に当たる個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当することから、同法第 81 条の規定により、存否について応答しない本件不開示処分を行ったものであり、適法かつ妥当な処分である。

(5) 同種の請求に対する他の自治体の判断について

審査請求人は、本件開示請求と同種の請求に対し、不存在と回答した自治体も存在することを示し、行政間の判断の整合性を欠き、本件処分の適法性に重大な疑義を生じさせる旨主張しているが、本件開示請求のような保有個人情報の開示請求に対する自治体の判断は、請求を受けた自治体が、本件法律及び関係法令等を参酌し、それぞれが適切に判断するものであり、自治体間の判断の整合性を欠き、本件処分の適法性に重大な疑義を生じさせるという審査請求人の主張は、本件処分に影響を与えるものではない。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を基に本件処分について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書の存否応答拒否について

個人情報保護法第78条第1項第2号において、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものは、不開示情報としている。

本件文書は本来児童手当の2重支給を防ぐなどの理由により自治体間で連絡するための文書であるが、請求時添付された「令和6年11月26日付け「児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について（通知）」には、本来審査請求人以外の児童手当受給者及び対象児童が記載されている文書となるところ、本市において、これを不存在と回答すれば本市にそれらの者の居住が無いものと推察され、開示又は一部不開示とすれば本市にそれらの者が居住することが推察されることとなる。

審査請求人が添付した住民票等の資料からは、審査請求人と児童手当受給者及び

対象児童との請求時における関係性が確認できない状況下において、存否応答拒否以外の決定を行えば、個人情報保護法第78条第1項第2号における開示請求者以外の個人に関する不開示情報を明かす事態になることが認められる。

以上のことから、本件文書について個人情報保護法第81条の規定により、存否応答拒否による不開示決定した本件処分は妥当と判断する。

(2) 結論審査

以上により、当審査会は、冒頭の「1 結論」のとおり答申するものである。

なお、本件の審査に係る経過は、以下のとおりである。

年 月 日	経 過 等
令和8年4月22日	実施機関からの弁明書を受理
令和8年6月12日	諮問書を受理
令和8年8月20日	実施機関による口頭意見陳述審査

(参考)

郡山市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大槻 努	会社役員	
齋藤 鈴子	人権擁護委員	副会長
佐々木 達矢	大学講師	
高橋 久善	弁護士	会 長
本田 香織	行政書士	

(五十音順)